

事業主の
皆さまへ

平成26年7月1日から、 改正「男女雇用機会均等法施行規制」等が 施行されます。

改正ポイント

1

すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「**間接差別**」として禁止されます。

改正ポイント

2

職場における**セクシュアルハラスメント**の予防・事後対応の徹底のため、事業主が対策として講ずべき措置を定めた指針に次のように追加、明示しました。

- 1) 職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであることを明示。
- 2) セクシュアルハラスメントに関する方針と明確化とその周知・啓発に当たっては、その発生の原因や背景に、性別の役割分担意識に基づく言動があることも考えられるため、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要であることを明示。
- 3) セクシュアルハラスメントの相談対応に当たっては、その発注のおそれがある場合や該当するかどうか微妙な場合でも広く相談に応じることとしていますが、その対象に、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合などが含まれることを明示。
- 4) 被害者に対する事後対応の措置の例として、管理監督者または事業場内の産業保健スタッフなどにする被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を追加。

◆記事に関する問い合わせは、愛知労働雇用均等室（☎052-219-5509）へ。
内容詳細は愛知労働局ホームページ（aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp）をご覧ください。



本社／愛知県刈谷市一里山町伐私123
TEL 0566-36-1811 (代)

近藤工業株式会社
株式会社 プラスワン
エナジーK株式会社
新日産業株式会社

会社を守る
就業規則の作成
簡単・納得
賃金制度の作成



労働の法律
無料相談会
実施中！

第2・4土曜日
AM9:30~12:00

社会保険労務士 岩月剛史

お問合せは **0566-52-1002**

つばさ人事労務
〒444-1336
高浜市呉竹町6-2-26
タウンハイツ紫林103号

「つばさ人事労務」で
ネット検索してください

創業明治4年
きもの里®



創業明治4年
市川 呉 服 店®

刈谷市広小路5-25(名鉄刈谷市駅より歩いて3分) ☎0566-21-5050